

令和3年度沖縄空手イベント開催事業 企画提案仕様書

1 業務名

令和3年度沖縄空手イベント開催事業

2 業務期間

契約締結の日から令和3年12月28日(火)まで

3 業務目的

10月25日の「空手の日」を記念して奉納演武及び記念演武祭を行い、空手の基本である「守礼の心」を再認識するとともに、「空手の日」及び「空手発祥の地・沖縄」を広く国内外に発信する。

4 事業概要

主な事業概要は、次のとおりとし、必要に応じ変更するものとする。

(1) 空手の日奉納演武

ア 開催日

令和3年10月25日(月)

イ 場所

沖縄空手会館 特別道場(予約済み)

ウ 実施内容

空手の日を記念して、沖縄空手会館の特別道場で県指定無形文化財保持者等による奉納演武を行い、空手を創造し育み、受け継いできた先人に敬意を表するとともに、「空手の日」及び「空手発祥の地・沖縄」を広く国内外に発信する。

(2) 空手の日記念演武祭

ア 開催日

令和3年10月31日(日)

イ 場所

沖縄平和祈念公園(予約済み)

ウ 実施内容

「平和の武」である沖縄空手をとおして「平和のこころ」を伝え、世界の平和と人々の幸福に貢献することに願いを込め、空手の魅力を広く国内外に発信するため、10月25日の「空手の日」記念演武祭を沖縄平和祈念公園で開催する。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、演武内容等詳細については、調整の上、決定するものとする。

(3) 琉球歴史文化の日制定記念式典での演武

ア 開催日

令和3年11月1日（月）

イ 場所

沖縄空手会館 特別道場

ウ 実施内容

琉球歴史文化の日制定記念式典において空手の演武を披露する

※演武内容等詳細については沖縄県文化振興課と調整の上決定するものとする。

5 委託業務の内容

(1) 空手の日奉納演武に関する業務

ア 会場手配、会場設営（仮設テント、椅子、音響等、その他）及び撤去

イ 要員の手配（オペレーター、司会者、その他運営要員等）

ウ 演武者との連絡調整

(2) 空手の日記念演武祭に関する業務

ア 会場手配、会場設営（仮設テント、椅子、音響等、その他）及び撤去

イ 要員の手配（オペレーター、司会者、その他運営要員等）

ウ 演武祭参加者の募集、取りまとめ及び管理

エ 演武祭参加者の交通管理（駐車場、シャトルバス等必要な交通手段の手配）

(3) 琉球歴史文化の日制定記念式典に関する業務

ア 演武者との連絡調整

(4) 広報および資料作成

ア 広報（効果的な広報および県民への周知）

イ プログラム、資料の作成および配布

(5) 連絡調整会議の実施

事業実施に必要な沖縄県空手振興課、一般社団法人沖縄伝統空手道振興会及びその他関係者との連絡調整等

(6) 映像、写真等の記録

ア 記録用データ（ムービー、スチール）の撮影

イ 素材データの納品

ウ 記録用撮影データの編集及び納品

エ 編集後のインターネット配信

(7) 新型コロナウイルス感染症対策

イベントの実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」（令和2年5月20日策定、令和3年4月12日改正）を踏まえ、必要な感染症対策を講じること。

なお、対策の実施に当たっては、ガイドラインの改正状況の確認等、常に最新の情報を収集し、反映すること。

(8) 各種費用の支払い

(9) 実施計画書、実績報告書、支払関係及び事業完了報告書の作成業務

ア 上記(1)から(6)に係る実施計画書及び実績報告書の作成（各1部）

イ 上記(1)から(6)に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管

ウ 上記(1)から(6)に係る事業完了報告書（印刷されたA4版30部及び電子ファイル）

式を提出すること。)

(10) その他上記(1)から(9)の実施に伴う一切の業務

6 企画提案の内容

(1) 本業務実施にあたっての基本的な考え方（運営方針、重視する内容、人員体制等）

(2) 空手の日奉納演武

ア 実施内容（スケジュール、実施方法等）

イ 広報（効果的な広報および県民への周知）

(3) 空手の日記念演武祭

ア 実施内容（スケジュール、実施方法等）

イ 広報（効果的な広報および県民への周知）

(4) 事業目的に沿った効果的な提案がある場合は、上記(1)から(3)以外の提案も可とする。

（提案にあたっては、その理由も含めて記載すること）

※ A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じA4版横置き・横書き、A3版横置き・横書きを可とする。

7 積算見積

(1) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア 直接人件費

(ア) 人件費

イ 直接経費

(イ) 運営人件費

(ロ) 旅費

(ハ) 報償費（謝金等）

(ニ) 印刷製本費

(ホ) 消耗品費

(ヘ) 通信運搬費（郵便料等）

(セ) 賃借料（会場借料等）

(ケ) 役務費

(コ) その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

ウ 再委託費

エ 一般管理費（上記ア及びイの合計額の10%以内とする）

オ 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する）

（注1）各積算費目の単価と内訳を記載すること。

（注2）この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

（注3）契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる（再委託する）予定がある場合は、積算書の中でその内容がわかるように記載すること。

(2) 提案にあたっては、12,000千円(消費税込み)を上限として見積もること。

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

8 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

※ その他、簡易な業務

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

(3) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であったものに契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団関係者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

9 その他留意事項

(1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(2) 本仕様書記載の委託業務の内容や積算項目等について、予算や諸事業により変更することがある。

10 著作権

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県文化観光スポーツ部空手振興課に帰属する。

ただし、本委託事業にあたり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。